

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年8月6日～2020年8月12日)

令和2年(2020年)8月14日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 NGOの外国資本比率の登録に関する法提案 LGBT活動家の拘留をめぐる抗議運動 政党別支持率調査 米軍との緊急展開即応演習 ドゥダ大統領、米国との強化防衛協力合意の交渉内容に関する報道に対する発言 ベラルーシ大統領選挙に関するワイマール・トライアングルによる外相声明の発出 ポンペオ米 국무長官のポーランド訪問に関するシュチェルスキ大統領府室長の発言 ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領による共同声明の発出及び電話会談 ベラルーシ情勢に関するモラヴィエツキ首相の発言 ベラルーシ情勢に関するチャプトヴィチ外相の発言及び外務省声明の発出 ベラルーシ情勢に関するルブリン・トライアングルによる外相声明の発出 チャプトヴィチ外相のラトビア訪問 ブワシュチャク国防相、ドラフスコ・ポモルスキエ演習場での米軍とポーランド軍の共同演習を視察 ブワシュチャク国防相、グディニアを訪問 ドゥダ大統領の国連人権理事会に対する書簡の発出 チャプトヴィチ外相とサファディ・ヨルダン外相の電話会談 ポーランド国防省、ベラルーシにおける抗議運動者に対するポーランド製弾薬使用疑惑を否定								<small>【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先 大使館領事部 電話 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</small>
治安等 85%のポーランド人が自国は安全と回答 ワルシャワ所在のベラルーシ大使館前でベラルーシ人らが抗議活動 警察官へのなりすまし詐欺を受け、国家警察本部が注意喚起								
経済 サルノフスキ財務副大臣、新たな投資支援策の必要性に言及 企業再建の為の公的支援法案の施行 2020年第2四半期の平均賃金 操業中の企業数の増加 競争・消費者保護庁によるピエドロンカへの罰金 欧州企業の生産拠点見直し 欧州委員会による電気自動車電池工場拡張への支援に関する調査 PKN-Orlen による PGNiG 買収関連動向 PiGniG のバイオメタンへの投資 電気自動車関連工場への融資 原子力開発計画の検討状況 公正な移行基金減額に関するポーランド政府見解 グィボルゲ＝チェトヴェルティンスキ気候副大臣の気候中立に関する発言								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
---	--

政 治

内 政

NGOの外国資本比率の登録に関する法提案【7日】

7日、小規模連立与党「連帯ポーランド」のジョブロ法相及びヴォシ環境相は、外国資本比率が10%以上のNGOに対し、外国資本の割合に関する情報の登録を義務づける法案を発表した。同法案では、外国資本比率が30%未満のNGOにはそれ以上の義務は生じないが、30%以上のNGOには具体的な活動への支出額を公表する必要があるとされる。ジョブロ法相は、本法案はいかなるNGOの排除も目的としておらず、透明性を確保し、国民による財政情報の確認を可能とすることが目的であると強調し、本法案が連立与党である「法と正義」(PiS)及び「合意」の協力を得られることを期待すると述べた。

これを受け、同日、グリンスキ副首相兼文化・国家遺産大臣が声明を発表し、本法案が政府全体の承認を得ることはないことを強調し、自ら法案を策定する意向を示した。

LGBT活動家の拘留をめぐる抗議運動【7日、8日】

ワルシャワ地方裁判所が、6月27日に反LGBTのスローガンを掲げた車両を損傷させた容疑で、LGBT権利保護団体の活動家1名の2か月間の拘留を

決定したことを受け、7日、ワルシャワ市内でLGBT活動家団体による抗議運動が行われた。同抗議運動に参加していた容疑者が警察に逮捕されると、複数の活動家が警察車両の通行を妨害したため、警察は本騒動をめぐって48名の活動家を一時的に拘束した。

8日、ミヤトヴィッチ欧州評議会人権担当委員は、ツイッター上で2か月間の拘留が決定された活動家の即時釈放を求める投稿を行った。これを受け、同日、クレタ法務副大臣は、拘留された者は活動家ではなく、犯罪を行った容疑者であり、フェイクニュースの拡散をやめるよう反論投稿を行った。

政党別支持率調査【10日】

10日、ポータルサイトWirtualna Polskaは、世論調査機関IBRiSが8月6日～7日に実施した最新の政党別支持率調査の結果を発表した。同結果によると、与党「法と正義」(PiS)が支持率36.0%で首位を獲得した。第2位は「市民連立」(KO)で支持率31.0%、第3位は「左派」(Lewica)で支持率9.1%、第4位は「同盟」(Konfederacja)で支持率6.7%、第5位は農民党(PSL)で5.0%であった。

外交・安全保障

米軍との緊急展開即応演習【6日】

6日、ポーランド国防省は、ドラフスコ・ポモルスキエ演習場(ポーランド北西部)において、米軍とポーランド軍の共同部隊が緊急展開即応演習を開始したと発表した。同演習は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により規模が縮小されていたDefender-Europe 20演習の一環として行われ、同盟レベルにおける協力関係の強化が主な狙いとされる。

もポーランドに展開する米軍兵士も主として我々のためのものである」と強調した。

ドゥダ大統領、米国との強化防衛協力合意の交渉内容に関する報道に対する発言【7日】

7日、ドゥダ大統領は、Polsat Newsの取材に対し、米国との強化防衛協力合意(EDCA)において、米国職員に対する管轄権を免除し、米軍プレゼンス強化に必要とする経費の90%をポーランドが負担するという報道について否定し、「単純な話ではない。これまで長期間にわたり議論されてきたことであり、まだ結論に達していないが、間もなく結論が出る。」と述べた。また、同大統領は、「我々が全ての財政負担をする訳ではない。最も大切で我々が認識しておかなければならないことは、安全保障に対する費用

ベラルーシ大統領選挙に関するワイマール・トライアングルによる外相声明の発出【7日】

7日、ポーランド、フランス、ドイツの三か国からなる協力枠組であるワイマール・トライアングルは、ベラルーシ大統領選挙を前に共同外相声明を発出した。同声明は、ベラルーシ当局に対し、自由で公正な大統領選挙の実施を求めるとともに、ベラルーシ国民の人権や基本的自由、法の支配といった民主主義的価値の尊重を求めている。また、同声明は、政治的理由により拘束された人々の解放を求め、武力行使ではなく国民との対話の必要性を訴えている。

ポンペオ米 국무長官のポーランド訪問に関するシュチェルスキ大統領府室長の発言【8日】

8日、シュチェルスキ大統領府室長は、ポンペオ米 국무長官が15日にワルシャワを訪問すると発表した。同長官は、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、チャプトヴィチ外相と会談するほか、ポーランドがソ連に勝利し

たワルシャワの戦い100周年記念式典にも出席する予定である。また、同長官はブワシュチャク国防相と在ポーランド米軍の増強に関する軍事協定に署名することも予定されている。

ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領による 共同声明の発出及び電話会談【9日及び13日】

9日、ドゥダ大統領は、ナウセーダ・リトアニア大統領と共にベラルーシ大統領選挙に関する共同声明を発出した。同声明は、ベラルーシ政府に対し、民主主義や基本的自由等を尊重することを求めるとともに、国民との対話を呼びかけている。

13日、両大統領は電話で会談し、ベラルーシに対して仲介を申し出ることによって合意した。この計画は、ベラルーシ当局が市民に対する武力行使を止め、拘束者を解放し、政府と国民との間に対話のためのラウンド・テーブルを開始することを求めるというものである。また、ナウセーダ大統領は、この仲介計画についてラトビア大統領の支持も得たと表明した。

ベラルーシ情勢に関するモラヴィエツキ首相の発言 【10日】

10日、モラヴィエツキ首相は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長及びミシェル欧州理事会議長に対し、ベラルーシ情勢についてのEU緊急首脳会合を開催するよう呼びかけた。同首相は、ベラルーシ問題におけるEUのリーダーシップの必要性について言及し、ベラルーシ大統領選挙後の暴力的な出来事は、ポーランドにとって深刻な懸念事項であると述べた。また、同首相は、EUの東側の不安定な情勢と事態悪化の可能性は、すべてのコミュニティにおける安全保障上の高いリスクであると、首相として、ベラルーシへの国際的な支援について積極的な役割を果たすと表明した。

ベラルーシ情勢に関するチャプトヴィチ外相の発言 及び外務省声明の発出【10日】

10日、チャプトヴィチ外相は、記者会見においてベラルーシ大統領選挙後の情勢について言及した。同外相は、ベラルーシの大統領選挙は国際的なスタンダードに反するものであり、ベラルーシ国民の選挙権及び民主主義は保障されなければならないと述べた。また、同外相は、EUがベラルーシにおける武力行使を防止するための措置をとるべきであると、ボレルEU外交・安全保障政策上級代表に対し、EU外務理事会非公式会合において、ベラルーシ問題について取り上げるよう求めたと明らかにした。

同日、外務省は、大統領選後の抗議運動に対するベラルーシ政府の対応について深刻に懸念するとする声明を発出した。同声明は、ベラルーシ政府に対し、武力の行使等により事態を悪化させることなく、基本的人権を尊重することを求めている。

ベラルーシ情勢に関するルブリン・トライアングルによる 外相声明の発出【10日】

10日、ポーランド、リトアニア、ウクライナの三か国からなる協力枠組であるルブリン・トライアングルは、ベラルーシ情勢に関する共同外相声明を発出した。同声明は、ベラルーシ政府に対し、武力行使の抑制や拘束者の解放を求めるとともに、ベラルーシ国民と政府の間に対話を促進するための支援や仲介の用意がある旨を表明している。

チャプトヴィチ外相のラトビア訪問【11日】

11日、チャプトヴィチ外相は、ラトビア・リガを訪問し、ロシアとラトビアの平和条約締結記念100周年式典に出席した。同外相は、1920年はポーランドとラトビアがソ連の侵攻を撃退した記念すべき勝利の年であり、両国は、伝統及び価値を共有していると強調した。また、同外相は、リンケービッチ・ラトビア外相、レインサル・エストニア外相及びハーヴィスト・フィンランド外相とも会談を行った。チャプトヴィチ外相は、同会談においてベラルーシ情勢についても議論し、ベラルーシ問題におけるポーランドのイニシアティブが三か国から支持されたと表明した。

ブワシュチャク国防相、ドラフスコ・ポモルスキエ演習 場での米軍とポーランド軍の共同演習を視察【11日】

11日、ブワシュチャク国防相は、ドラフスコ・ポモルスキエ演習場（ポーランド北西部）における米軍とポーランド軍の共同演習（緊急展開即応演習）を視察した。同国防相は、8月15日に署名される米国との強化防衛協力合意（EDCA）に言及し、ドラフスコ・ポモルスキエ演習場は、多くの予算が投じられて（米軍との共同使用の）戦闘訓練センターとなると述べた。

ブワシュチャク国防相、グディニアを訪問【11日】

11日、ブワシュチャク国防相は、グディニアを訪問し、第二次世界大戦勃発81周年の記念行事に出席した。同国防相は、今年からポーランド軍は、1939年9月に当時のポーランド軍兵士が示した勇気と英雄的資質を記念する祝賀行事を計画している、ポーランド軍はヴェステルプラッテ（ドイツの侵攻を受け第二次世界大戦が始まったとされる地名）の防人の後継者達であり、同祝賀行事は彼らに尊厳を与えるものとなると述べた。

ドゥダ大統領の国連人権理事会に対する書簡の 発出【12日】

12日、ドゥダ大統領は、国連人権理事会（UNHRC）に対して書簡を発出し、ベラルーシ政府に対し、抗議者に対する武力行使を慎み、拘束された抗議者を解放することを求めるべきであると訴えた。シュチェルスキ大統領室長は、本書簡について言及し、ポーランドの取組は、ベラルーシ国民の人権及び市

民的自由についての懸念とベラルーシに対するポーランドの道義的責任によるものであると述べた。

チャプトヴィチ外相とサファディ・ヨルダン外相の電話会談【12日】

12日、チャプトヴィチ外相は、サファディ・ヨルダン外相と電話で会談し、二国間関係や地域情勢について議論した。チャプトヴィチ外相は、中東和平プロセスなどの地域におけるヨルダンの積極的な役割について評価し、サファディ外相は、二国家解決を基礎としたイスラエル・パレスチナ問題の解決に対するポーランドの継続的な支持に対して謝意を表した。ま

た、両外相は、レバノン情勢についても議論し、先般のバイルート爆発を巡っては国際社会の関与が必要であるとの認識で一致した。

ポーランド国防省、ベラルーシにおける抗議運動者に対するポーランド製弾薬使用疑惑を否定【12日】

12日、ポーランド国防省は、ベラルーシにおいて当局が大統領選挙の結果を不服とする反対運動者の取り締まりに使用した弾薬がポーランド製のものであったとする疑惑を否定した。この疑惑は、シエラコフスキ氏と名乗る男性が「衝撃事実」として、フェイスブック上で発表したものである。

治 安 等

85%のポーランド人が自国は安全と回答【6日】

世論調査機関CBOS社の調査によると、ポーランドは安全であると感じるポーランド人の割合は、前回調査時と比べて4%減少し、85%であったという。10%は安全とは思わないと回答し、残り5%は非回答であった。同社によると、ポーランドを安全であると感じる低所得者や技術者は92%、年金受給者は89%である一方、自宅所有者は64%、無宗教者は72%であるという。また、62%のポーランド人は自らが犯罪に巻き込まれると想定していないのに対して、36%は自らの安全を危惧していた。今調査は7月15日から同25日までの間、無作為に選ばれた1,378名に対して行われた。

ワルシャワ所在のベラルーシ大使館前でベラルーシ人らが抗議活動【10日】

ワルシャワ在住のベラルーシ人数十名らが、同国で行われた大統領選挙に抗議するため、ワルシャワ所在の同国大使館前で抗議活動を行った。参加者らは、日曜日にミンスクで行われたデモで拘束された者の釈放を訴えたほか、ベラルーシのナショナルカラーを模した旗を振り、「ベラルーシに自由を」や「拘束された反対派に自由を」などとスローガンを叫んだ。

警察官へのなりすまし詐欺を受け、国家警察本部が注意喚起【11日】

国家警察本部は、警察官を装い合計150,000ズロチをだまし取ろうとしたバウブジフ所在の容疑者(28歳、女性)を逮捕したと発表した。同容疑者は警察官になりすまし、54歳の女性に対して、交通事故を起こした同女性の孫を保釈するために現金が必要であるなどと電話越しに述べた。同女性は、すぐに詐欺と気づき警察に通報したため、容疑者は間もなく逮捕された。

また、同本部は、同様の詐欺行為で約8,000ズロチをだまし取ったグルジョンツ所在の容疑者(38歳、男性)を逮捕したと発表した。警察の調べによると、容疑者は、被害者に架電し、捜査が進行中であるが助けが必要であるなどと述べた上、同被害者に対して貯蓄を「警察の運送屋」に渡すよう指示したという。

同本部は、○親戚や友人が金銭の必要性を訴える電話をしてきた際には注意すること、○見知らぬ人を招き入れて金銭を渡すことは決してないこと、○警察が金銭を要求したり、電話越しに秘密任務を話したりすることは決してないことなどとウェブサイト上で注意喚起を行っている。

経 済

経済政策

サルノフスキ財務副大臣、新たな投資支援策の必要性に言及【6日】

サルノフスキ財務副大臣は、メディアとのインタビューの中で、大規模投資への税優遇措置について、現行制度を補完する新たな措置を導入する必要があると述べた。同副大臣は、既存の研究開発助成や「イノベーション・ボックス税」(知的財産権で得た収益にかかる法人税(通常19%)に対して優遇税率5%を適用可能とするもの)は、新製品開発の初期及び最終段階のみを支援するものであると

説明した。また、ポーランド企業が他国企業と競争できるよう、製造工程の各段階をスムーズに進めるため、製品開発の中間段階においても支援が必要であると指摘した。新たな措置については、2021年1月からの実施を目指しているという。

企業再建の為の公的支援法案の施行【10日】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受けた企業の救済・再建支援のための公的支援法案が施行した。開発省によると、今後10年間

にわたり年間1億2,000万ズロチが同支援に割り当てられる予定で、産業開発機構(ARP)が実施主体となるという。ポーランド政府はCOVID-19への経済対策として危機対策パッケージ及び「財

政の盾」の下で各種支援策を講じてきており、エミレヴィチ副首相兼開発大臣によれば、これまでに1,210億ズロチ以上が企業支援に充てられたという。

マクロ経済動向・統計

2020年第2四半期の平均賃金【11日】

中央統計局(GUS)によると、2020年第2四半期の平均月額賃金は5,024.28ズロチで、対前年同期比3.8%増、対前期比5.8%減となった(なお、第1四半期は5,331.47ズロチで、対前年同期比7.7%増であった)。COVID-19の影響により、多くの企業が労働時間の短縮や賃金削減等の措置を講じたことなどから賃金上昇率は鈍化した。

操業中の企業数の増加【11日】

開発省は、「経済活動に関する中央電子登録簿及

び情報」(CEIDG)の登録情報を引用しつつ、操業中及び操業を再開した企業数は増加傾向にあると発表した。同データによると、2019年1月1日から2020年3月11日までの間に、企業数は240万社から247万社に増加した。また、2020年3月11日から同年8月11日までの間に、操業中の企業数は254万社まで増加したという。エミレヴィチ副首相兼開発大臣は、同データは、多くのポーランド企業がCOVID-19で直面した困難に対処してきた証左であると述べるとともに、政府による各種経済対策が企業支援及び経済状態の維持に寄与したことを示していると発言した。

ポーランド産業動向

競争・消費者保護庁によるビエドロンカへの罰金【10日】

競争・消費者保護庁(UOKiK)は、ディスカウントストア・ビエドロンカを運営するマーティン氏に1億1,500万ズロチの罰金を科した。同罰金は同ストアのいくつかの商品に関して、店頭表示価格と実際の価格が異なっていたことに関するものである。UOKiKによれば、同ストアはこのような行為を少なくとも2016年から行っており、顧客からの不満もあったが、特に対応しなかったという。本件に関して、同ストアは人為的なミスであるとして罰金に反対する旨を発表している。

欧州企業の生産拠点見直し【10日】

COVID-19によりサプライチェーンが混乱し、中国で製造された商品がしばしば欧州に届かなかったため、企業は一部製品の生産を自社に近づけることを検討している。不動産コンサルタント会社 Colliers International のロジスティクス責任者は、ポーランドに消費者と製造者(自動車、家庭用電化製品など)の双方から非常に高い関心が向けられており、工場用の倉庫に関する問合せが増えていると指摘した。他方、企業は、建設地の分析、契約、施設の建設など生産開始まで通常1~2年を要するが、COVID-19の影響を慎重に分析する必要があり、より時間がかかると述べた。

欧州委員会による電気自動車電池工場拡張への支援に関する調査【11日】

欧州委員会は、LG化学がシレジア地方南部ビスкупツェ・ポドグルネの電池工場を拡張するために行ったポーランドによる9,500万ユーロの支援について調査を開始した。ベステアー欧州委員(競争担当)は、同社の工場拡張の決定に必要であったか、同支援が必要最低限のものであったか、競争を歪めたり、EUの結束に悪影響を与えるものでなかったか調査すると述べた。

PKN-Orlen による PGNiG 買収関連動向【11日】

国営石油会社 PKN-Orlen のオバイテクCEOは国営ガス・石油 PGNiG の買収に関して、欧州委員会への通知の準備を進めていると述べた。また、同CEOは現在、同委員会との協議を開始するとともに、PKN-Orlen 及び PGNiG に専門チームを立ち上げ、準備を行っているとして述べた。同CEOは PGNiG の買収に関して、先月同委員会から承認された Lotos の買収と比べて、生産資産が異なる企業の買収であるため進めやすいと指摘した。なお、PKN-Orlen は今年中に同委に買収に関する申請を行うことを予定している。

PGNiG のバイオメタンへの投資【12日】

国営石油ガス会社 PiGNiG は、2026年までに毎年10億立方メートルを超えるバイオメタンを生産する計画を発表した。投資は来年行うことを予定しており、バイオメタンプラントの建設費用は約3,000PLNを見込んでいます。

エネルギー・環境

電気自動車関連工場への融資【10日】

欧州復興開発銀行（EBRD）及びドイツの KfW IPEX-Bank は、電気自動車電池のための材料の製造工場建設に計1億3,500万ユーロの融資を行うこととした。同工場は、英国の化学会社ジョンソン・マッセイがポーランドのコニンに建設し、EBRDから9,000万ユーロ、KfW IPEX-Bank から4,500万ユーロの融資が行われることとなっている。

原子力開発計画の検討状況【10日】

気候省は原子力開発計画を更新し、意見募集プロセスを開始した。同計画では、6～9GW の容量の確保を目的としており、2033年までに原子力発電所初号機を完成することとしている。同計画に対する意見募集は8月21日まで実施される。一方で国営電力会社PGEが原子力発電所建設にかかる600～800億ズロチの費用に関しては支出できないとしており、資金関係の問題は未だ解決していない。

公正な移行基金減額に関するポーランド政府見解【10日】

10日、オンラインで実施された欧州経済会議は、公正な移行基金の減額及びEUの気候中立目標を受け入れない国に対する同基金拠出額の50%削減を決定した。グイボルゲ＝チェトヴェルティ

ンスキ気候副大臣は、同決定に対し一貫性が無いと批難した、この決定は、パリ協定がポーランドに気候中立を義務付けたため、ポーランドの目標の達成を不可能なものとしたと指摘した。（ポーランドは2050年～2060年までに石炭エネルギーから脱却する計画の有無の質問に対し）石炭エネルギーからの脱却は、脱却が目的では無く、国民や経済に安全な電力供給を保障するエネルギーシステムを構築することが目的であると説明した。また、EUがエネルギーミックスから排除したいと考えている天然ガスについては、変革プロセスにおいて不可欠な要素となると指摘した。さらに、ポーランドはバイオメタンや水素のような脱炭素化ガス分野への相当の投資を計画していると付け加えた。

グイボルゲ＝チェトヴェルティンスキ気候副大臣の気候中立に関する発言【12日】

グイボルゲ＝チェトヴェルティンスキ気候副大臣は、ポーランドの気候中立への道のりは他のEUメンバー諸国よりも長いと述べた。気候中立はEU全体としての2050年までの目標であり、ポーランドは排出ガスの削減により貢献するとしている。しかし同副大臣は、ポーランドのエネルギーミックスや産業構造を踏まえると2050年までの目標を達成は難しいが、原子力や再生可能エネルギーの助けを借りて、低排出経済を目指していくと述べた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

学校、大学の授業は停止されており、幼稚園、保育園の活動にも制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、商店等では、人と人の間に1.5メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場では、屋外かつ1.5メートルの距離を確保できる場合を除き、マスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。一部の地域においては、屋外であってもマスク等を着用する義務が生じています。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても

日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センターの入館再開

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【予定】「日本に恋して・スウプスク市の花見」【8月15日(土)~9月19日(土)】

スウプスクにて、スウプスク文化センター主催による『日本に恋して・スウプスク市の花見』が開催されます。日本映画の上映、日本文化と旅行に関する講演、様々なデモンストレーション(武道やお茶など)とワークショップ(料理や合気道など)が予定されています。映画の上映以外、入場は無料です。

主催: スウプスク文化センター

場所: スウプスク市のスウプスク文化センター、スウプスク文化センターの劇場「Rondo」と喫茶店「Herbaciarnia w Spichlerzu」など

詳細: <http://www.sok.slupsk.pl/index.php/pracownie/teatr-main/3831-zakochaj-sie-w-japonii-slupskie-hanami>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで

御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせEメールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)